

## 国立大学法人高知大学住居手当細則

平成17年3月23日  
規則第467号

最終改正 令和6年6月26日規則第15号

(目的)

第1条 国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第28条の規定による住居手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(適用除外職員)

第2条 職員給与規則第28条第1項第1号のその他別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる法人から貸与された職員宿舎に居住している職員
  - イ 独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局
  - ロ 地方公共団体
  - ハ 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫
  - ニ 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
  - ホ 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（ハ又はニに掲げる法人を除く。）
  - ヘ その他学長が定める法人
- 二 職員の扶養親族たる者（職員給与規則第26条第2項に規定する扶養親族で職員給与規則第26条第5項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（職員給与規則第26条第2項に規定する扶養親族で同規則第26条第5項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに学長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員  
(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第3条 職員給与規則第28条第1項第2号の別に定める住宅は、第2条第1号に規定する職員宿舍及び同条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第4条 職員給与規則第28条第1項第2号の別に定める職員は、国立大学法人高知大学単身赴任手当細則第5条に該当する職員で、同条第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動の直前の住居であった住宅(国家公務員宿舍法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舍並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして学長の定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第5条 新たに職員給与規則第28条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別紙第1の住居届により、その居住の実情を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定による居住の実情の届出については、学長が相当と認めるときは別紙第1の住居届に代えて、国立大学法人高知大学が行う諸手当の届出等に関する事務を処理する情報処理システムにより行うことができる。

3 職員給与規則第28条第1項の職員たる要件を具備していることを証明する書類については、やむを得ない事情があると認められるときは、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第6条 学長は、職員から前条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が職員給与規則第28条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 学長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別紙第2の住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第7条 第5条第1項又は第2項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、学長の定める基準に従い、家賃

の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに職員給与規則第28条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項又は第2項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第9条 学長は、現に住居手当の支給を受けている職員が職員給与規則第28条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、住居手当に関する取扱いについては、必要に応じ、学長が定める。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日規則第42号)

この細則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日規則第15号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月27日規則第47号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月10日規則第20号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和6年6月26日規則第15号）  
この細則は、令和6年6月26日から施行する。



別紙第2 (第6条関係)

住居手当認定簿

氏名 (個人番号)

届出の事由		提出年月日	受理年月日	該当条文	決定家賃等	支給の始期等	住居手当の月額	学長の確認決定 (改定) 欄	備 考
発生年月日 (改定年月日)	内 容								
					円		円	年 月 日	
					円		円	年 月 日	
					円		円	年 月 日	
					円		円	年 月 日	
					円		円	年 月 日	
					円		円	年 月 日	
					円		円	年 月 日	
					円		円	年 月 日	
					円		円	年 月 日	
					円		円	年 月 日	
					円		円	年 月 日	
備 考									
(決定家賃等欄の上段は職員給与規則第28条第1項第1号に係る額、下段は職員給与規則第28条第1項第2号に係る額を記入すること。)									